

第八百十五條第三項」を「第八百十五條第三項、第八百十六條の二第一項又は第八百十六條の十第二項」に改め、同条中第十九号を第十八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第三百二十五條の三第一項（第三百二十五條の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

第九百七十六條中第十九号の二を第十九号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

十九の二 第三百二十七條の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。

第九百七十六條第二十三号中「含む。」の下に「又は第四百三十條の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十六号中「又は第八百二十條第一項」を「第八百十六條の八第二項若しくは第五項又は第八百二十條第一項」に改め、「株式移転」の下に「株式交付」を加え、同条第三十三号中「第七百十四條第一項」の下に「（第七百十四條の七において準用する場合を含む。）」を、「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「株主総会及び種類株主総会」を「株主総会及び種類株主総会等」に、「

第二款 種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）を

「第二款 種類株主総会（第三百二十一

第三款 電子提供措置（第三百二十五

条―第三百二十五条）

「第二節 会社の登記

に、
第一款 本店の所在地における登記（第九百十一条―第九百二
条の二―第三百二十五条の七）」

第二款 支店の所在地における登記（第九百三十条―第九百三

十九条）を「第二節 会社の登記（第九百十一条―第九百三十二条）」に改める部分に限る。）、第二
十二条）」

編第四章第一節の節名の改正規定、第三百一条第一項の改正規定、同節に一款を加える改正規定、第七編
第四章第二節第一款の款名を削る改正規定、第九百十一条第三項第十二号の次に一号を加える改正規定、

同節第二款の款名を削る改正規定、第九百三十条から第九百三十二条までの改正規定、第九百三十七条第

一項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、第九百三十八条第一項の改正規定及び第九百七十六条中第十九号を第十八号の二とし、同号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の会社法（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。附則第十条において同じ。）の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法（以下「旧法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

(株主提案権に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた会社法第三百五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

(代理権を証明する書面等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた旧法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の

請求については、なお従前の例による。

（社外取締役の設置義務等に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に監査役会設置会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社であり、かつ、同条第六号に規定する大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬものについては、新法第三百二十七条の二の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しない。この場合において、旧法第三百二十七条の二に規定する場合における理由の開示については、なお従前の例による。

（補償契約に関する経過措置）

第六条 新法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

（役員等のために締結される保険契約に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧法第四百二十

三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

（社債に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前に旧法第六百七十六条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債及びこの法律の施行前に会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、新法第六百七十六条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する社債であつて、社債管理者を定めていないもの（この法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないうで発行された社債を含む。）には、新法第六百七十六条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

(新株予約権に係る登記に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、新法第九百十一条第三項第十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。